



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全対策委員会

平成25年12月
第32号

～ 多発する年末の交通事故 ～ 12月の「いま」が危険！！

昨年1年間に県内で最も人身事故が多発した月は、12月(843件)です。
また、12月の死者数は9人、負傷者数は1,091人でした。死者9人中、歩行者は4人も犠牲になっています。

12月に多発する事故は、“追突事故”と“出合頭事故”です。

「前方注視と広めの車間距離」で追突事故防止！

- ◎ 車間距離を十分にとって、わき見運転をしない。
- ◎ 携帯電話、カーナビ操作、工事渋滞、居眠りに要注意。

「一時停止と安全確認」で出合頭事故防止！

- ◎ 見通しの悪い交差点では徐行または一時停止の励行。
- ◎ 信号の遵守(黄色でブレーキを)と一時停止場所での確実な停止。

横断歩行者の安全確保！

- ◎ 通学路、生活道路を避けて幹線道路へ。
- ◎ 夜間はスピードを落とし前照灯のハイビームへのこまめな切り替え。

【 駐 車 違 反 の 防 止 】

- ◆ マンション等の集配業務で車両と離れる場合は、管理人等に声をかけて適当な駐車場所を確保し、路上駐車はしない。
- ◆ 集配が遠距離となり車両を離れることが予想されるときは、あらかじめ複数人で従事する。
- ◆ 路上駐車での「時間待ち」はしない。
- ◆ 駐・停車時は非常点滅表示灯(ハザードランプ)の点灯を忘れない。

～ 駐 車、停 車 の 定 義 (道 交 法 2 条) ～

駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分をこえない時間のもの及び人の乗降のための停止を除く)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

停車とは、車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

明らかに「停車」となる場合(これ以外は全て「駐車」となる。)

停車とは、5分以内の貨物の積卸しのための停止をいう。(集配行為は含まれない。ただし積卸しに直接付随する極めて近距離の運搬や伝票等の授受行為は5分以内であればよい。)

停車とは、人の乗降のための停止をいう。(現に人の乗降中であれば時間の制限はない。しかし、いわゆる「客待ち」や「待機行為」は不可)

停車とは、法令の規定による一時停止、警察官の命令による一時停止、危険防止のための一時停止を含む。

年末の交通安全県民運動実施中！ 12月1日(日)～12月31日(火)